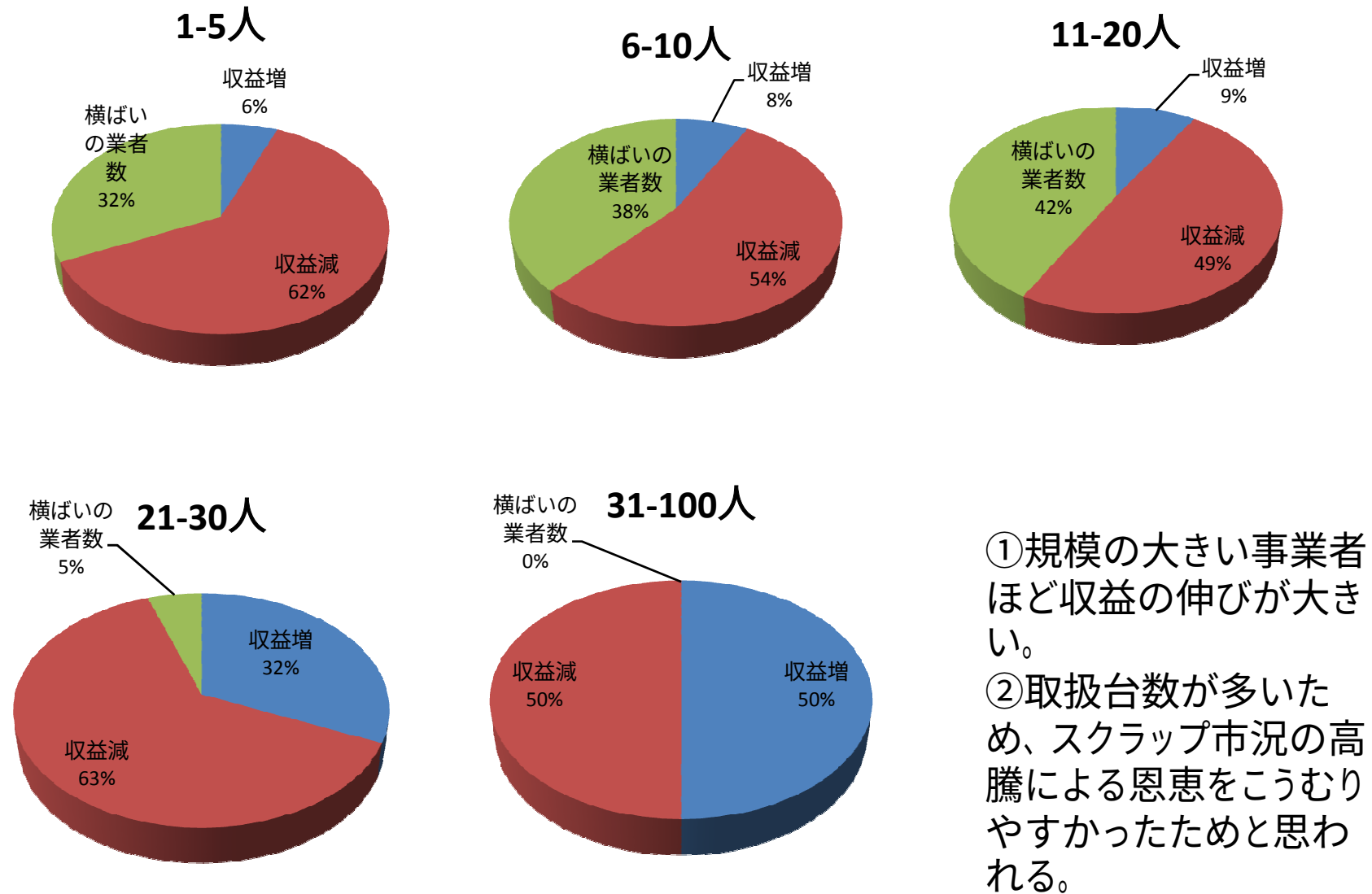
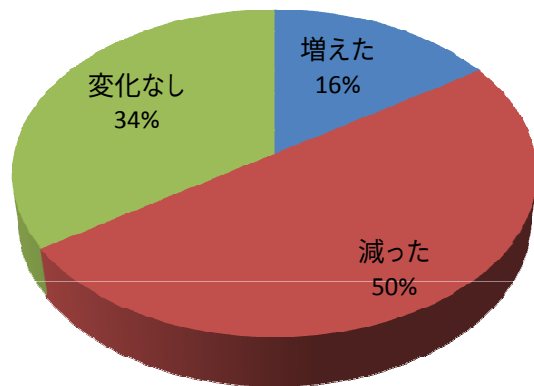


VIII. 法施行前後の収益の変化(規模別)

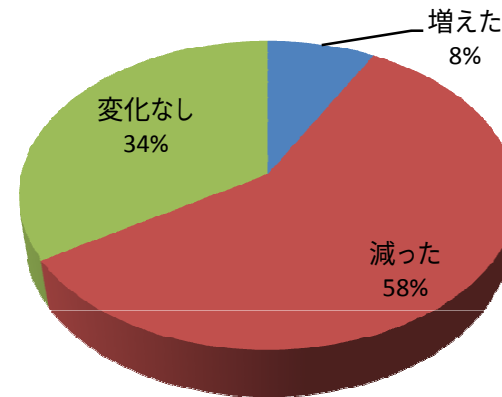


IX. オークション利用の収益に与える影響

収益の変化
(オークション利用)



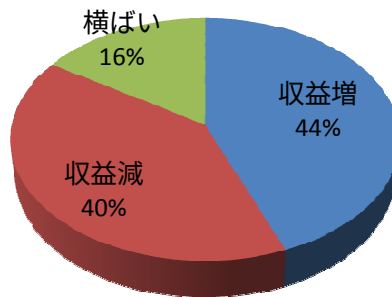
収益の変化
(オークションなし)



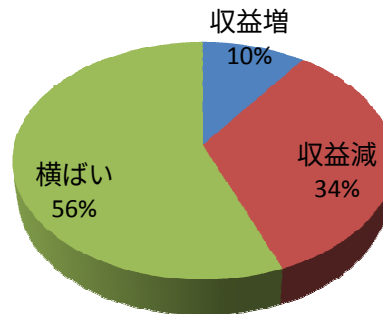
- ①調査結果で見ると、オークション利用者は利用しない業者に比べ、法施行以前より収益が減ったと感じている割合は少ないが、それでも半数の事業者は収益減を訴える。
- ②収益増と回答した業者の割合はオークション利用者に多いが、その差は8%であり、資源市況の高騰によるものかオークション仕入れによるものか不明である。
- ③従業者数が多い事業者においては、一定の稼働率を確保する必要があることから、競争力のある価格さえ出せば車が仕入れられるオークションは、主に規模の大きい事業者によって多く利用されるということができる。

X. 国内部品販売の収益性 その1

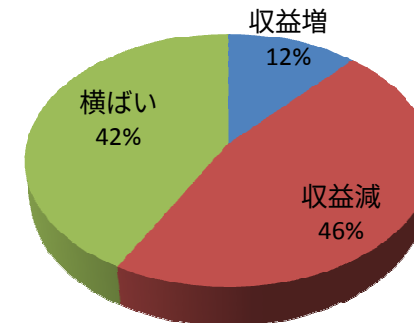
国内部品30%増



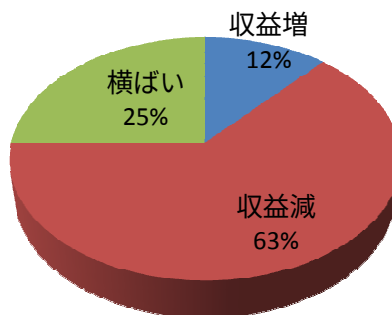
国内部品10%増



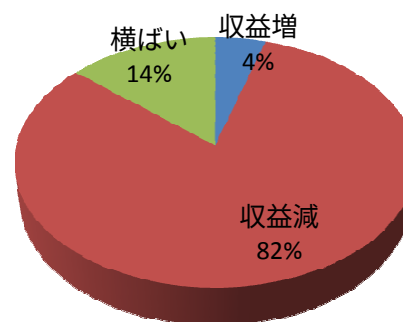
国内部品横ばい



国内部品10%減



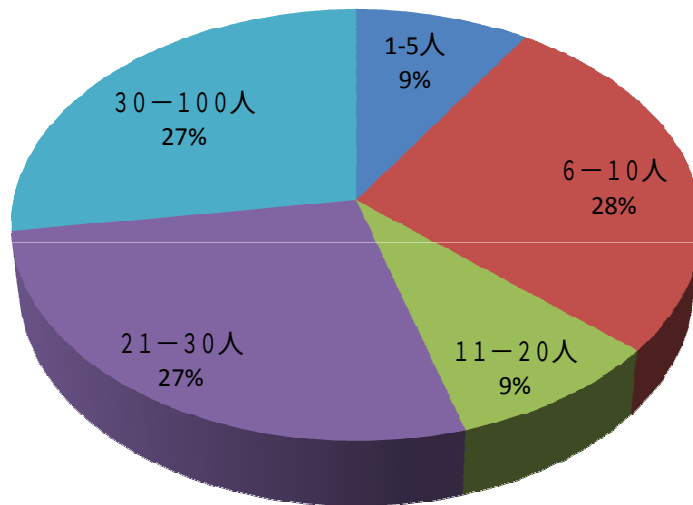
国内部品30%減



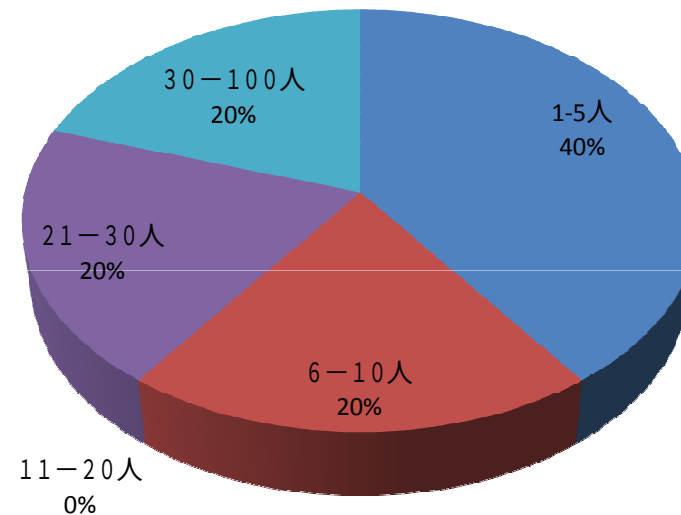
- ① 素材価格の高騰の中にあっても、国内部品販売を強化した業者ほど収益増傾向にあり、その逆は収益を減らしている。
- ② 調査時点 (08年10月) では、資源市況の大暴落が進んでいるが、国内部品は比較的ほかのファクターの影響を受けにくい部門であり、国内部品に力を入れてきた事業者はより安定した経営をしている。

X. 国内部品販売の収益性 その2 ～部品収益と企業規模～

部品の収益30%増の会社規模



部品収益10%増の会社規模



- ①部品収益30%増の事業者は、n数において25社であり、それぞれ10人以下の事業者が12社、11人以上20人以下が5社、21人以上が8社であった。10%増の事業者の数はさらに平均化しており、国内部品において実績を上げている事業者は、規模によらずバラついていることがわかる
- ②前頁までの分析と併せて考えると、自動車解体業者の適性は必ずしも規模によらないといえる

緊急アンケート

1. 御社の事業規模についてお尋ねします。
※役員を含む全従業員数(派遣、アルバイトを含む)をお答えください。

リサイクル法施行前	現在
人	人

2. 御社の取り扱い台数の変化 (およその月間取り扱い台数をお答えください)

月間の解体台数	リサイクル法施行前	現在
乗用車(軽自動車含む)	台	台
商用車・大型車等	台	台

※「商用車・大型車等」は2t以上の車両、「乗用車」は2t未満の車両とします。

3. 御社の車輛仕入先の状況をお伺いします。

仕入先	リサイクル法施行前	現在
新車ディーラー	%	%
中古車ディーラー	%	%
整備・販売業者	%	%
オークション・入れ会	%	%
一般ユーザー	%	%
その他	%	%
合 計	100%	100%

※「リサイクル法施行前」「現在」共に%の合計が100%となるよう記入してください。

4. オークションから仕入れる方のみお答えください
オークションから仕入れる車輛の平均車齢(初度登録からの経過年数)
※ 該当する回答1つに✓印を付けてください。

5年～7年未満	
7年～10年未満	
10年～13年未満	
13年以上	

5. 中古部品の販売状況についてお尋ねします。
リサイクル法施行前と現在の販売点数の変化で該当する回答に✓印を付けてください。
※「売上」ではなく、「販売点数・重量(マテリアルの場合)」の変化をお答えください。
タイヤ(ゴム)やプラスチックを以前はお金を払って処分していたが、現在は販売している場合は、「30%以上増加」「10%以上増加」の欄に記入してください。

回答	30%以上増加	10%以上増加	横ばい	10%以上減少	30%以上減少
中古部品(国内)					
中古部品(輸出)					
鉄・スクラップ					
非鉄金属					
プラスチック					
タイヤ(ゴム)他					

※「中古部品(輸出)」には「丸車」も含まれます。

※ 非鉄金属は、アルミ、鉛、銅等の金属素材。スクラップエンジンとは「鉄・スクラップ」

6. リサイクル法施行後のビジネス状況につき、該当する回答に✓印を付けてください。
(※複数回答可。リサイクル法の施行が影響したと思われる箇所のみ✓印を付けてください。)

☐ 売れ筋の国内部品が生産できる(部品取りできる)車両の入庫が増えた。
☐ 売れ筋の国内部品が生産できる(部品取りできる)車両の入庫が減った。
☐ 車両の確保のために担当者を増員した。
☐ 収益が増えた。
☐ 収益が減った。
☐ 半額が復讐になった。
☐ 透明性が増した。
☐ 車輛仕入れが困難になった。
☐ 車輛の仕入れが楽になった。
☐ 大半が有利になった。
☐ オークション会場が有利になった。
☐ リサイクル料金を不当に押し付けられることがある。
☐ 未償還のフロン・エアバッグを自社で負担することがある。
☐ その他の方は下記にご記入ください。

7. リサイクル法の施行後、引取業者からの要望で、十分な部品取りを行なう日数が取れずに、解体したことはありませんか？ 該当する回答に✓印を付けてください。
□ある □ない

8. 「ある」と回答した方のみお答えください。どのような場合に部品取りを行なう時間が取れませんか？
☐ 重量税が課税している車の場合。
☐ 重量税が課税している、いかに開けず常に。
☐ その他

※リサイクル法についての要望があればご記入ください。